

## 割賦販売法改正に伴う「ショッピングご利用ルールの変更」および「会員規約変更」のお知らせ

2010年12月施行の割賦販売法の改正に伴い、「ショッピングご利用ルール」および「会員規約」を以下の通り変更させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 割賦販売法改正内容

2010年12月の割賦販売法改正により、クレジット会社には、下記対応が義務付けられます。

- ①「包括支払可能見込額」の調査
- ②「包括支払可能見込額」を超えない範囲での「包括信用購入あっせんに該当するカード取引」の極度額の設定

#### ◆包括支払可能見込額とは…

##### (1) 調査タイミング

- ①クレジットカードの新規発行
- ②有効期限更新
- ③極度額の増枠申請

##### (2) 計算式

$$\text{包括支払可能見込額} = \left( \begin{array}{c} \text{年収} \\ (*1) \end{array} - \begin{array}{c} \text{生活維持費} \\ (*2) \end{array} - \begin{array}{c} \text{年間請求予定額} \\ (*3) \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{経済産業大臣が定める} \\ \text{割合(90\%)} \end{array}$$

(\*1) 原則、ご申告いただいた年収

(\*2) 法令にもとづき、同一生計人数および居住形態(住宅ローン・家賃負担の有無)により、90万円～240万円の範囲で算定

	同一生計人数 (単位:万円)			
	1人	2人	3人	4人以上
居住費負担:無	90	136	169	200
居住費負担:有	116	177	209	240

ただし、同一生計人数および居住形態(居住費負担の有無)が不明の場合は、240万円で算定

(\*3) 個人信用情報機関に各クレジット会社が登録する年間請求予定金額(ただし、1回払いを除く)をもとに算定

#### ◆包括信用購入あっせんに該当するカード取引(以下、割賦取引という)とは…

「支払期間が2ヶ月以上」となるクレジットカードによるショッピング利用です。  
当社では下記支払方法が該当します。

- ①2回払い
- ②ボーナス払い
- ③リボルビング払い(楽Pay登録後利用分・支払方法変更含む)
- ④分割払い(支払方法変更含む)

## 2. ショッピングご利用ルールの変更

### 【初めて弊社にカード入会をお申込みされた場合】

◆ カードご利用可能枠の他に、「包括支払可能見込額」にもとづき、割賦取引に適用されるご利用可能枠(以下、「割賦取引利用可能枠」という)を設定させていただきます。「割賦取引利用可能枠」がカードご利用可能枠を下回る場合は、割賦取引が制限されることがあります。

- ・「包括支払可能見込額」は、お客さまのご入会時点での情報(年収、同一生計人数、居住費負担の有無)をもとに算出いたします。
- ・「割賦取引利用可能枠」がカードご利用可能枠を下回る場合、お申込みいただいたカードとは別送にて「割賦取引利用可能枠のご案内」を送付させていただきます。
- ・1回払いのご利用については、「割賦取引利用可能枠」の制限を受けず、カードご利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。

### ◆ モデルケースによる解説(割賦取引が制限されるケース)

お客さまが新規にカードAをお申込され、ご利用可能枠100万円のカードを発行した場合

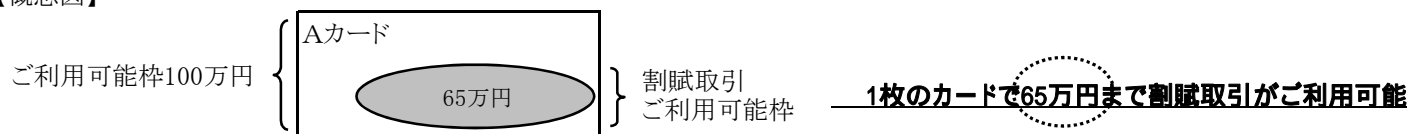
◇包括支払可能見込額の算出

お客さまの申込時の情報が「年収300万円」、「同一生計人数:2人・居住費負担:有(⇒生活維持費177万円)」、個人信用情報機関から取得する「年間請求予定額50万円」の場合

$$\begin{array}{r} \text{包括支払} \\ \text{可能見込額} \end{array} = \left( \begin{array}{r} \text{年収} \\ (300\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{生活維持費} \\ (177\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{年間請求予定額} \\ (50\text{万円}) \end{array} \right) \times 90\% = \underline{\underline{65\text{万円}}}$$

◇この場合の割賦取引可能枠は？

### 【概念図】



### 【お持ちのカードの有効期限が到来した場合】

◆ 割賦販売法改正以降、有効期限到来によるカード更新審査において、従来のカードご利用可能枠の他に、「包括支払可能見込額」にもとづき、割賦取引に適用されるご利用可能枠(以下、「割賦取引利用可能枠」という)を設定させていただきます。「割賦取引利用可能枠」がカードご利用可能枠を下回る場合は、割賦取引が制限されることがあります。

- ・「包括支払可能見込額」の調査は、カード更新審査時点において弊社での割賦取引残高が5万円以上あるお客さまが対象となります。
- ・「包括支払可能見込額」は、カード更新審査時点において弊社の保有するお客さまの情報(年収、同一生計人数、居住費負担の有無)をもとに算出いたします。ただし、年収、同一生計人数、居住費負担の有無についての情報を弊社が保有していない場合は、法令にもとづき、推定年収、生活維持費は240万円と算出いたします。
- ・「割賦取引利用可能枠」がカードご利用可能枠を下回る場合、更新カードとは別送にて「割賦取引利用可能枠のご案内」を送付させていただきます。
- ・「割賦取引利用可能枠のご案内」を通知させていただいたお客さまで、増枠を希望される方は、各カードのコールセンターにご連絡願います。増枠審査をさせていただきますので、所定の申請書にお申出いただいた時点の情報(年収、同一生計人数、居住費負担の有無)をご記入のうえ、ご返送ください。
- ・1回払いのご利用については、「割賦取引利用可能枠」の制限を受けず、カードご利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。

◆ モデルケースによる解説(割賦取引が制限されるケース)

お客さまがお持ちのカードAの有効期限が到来し、新しい有効期限のカードを発行した場合

◇包括支払可能見込額の算出

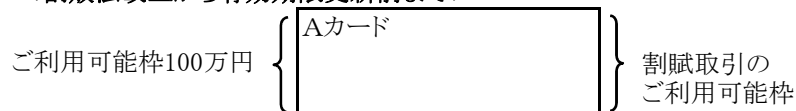
カード更新時に登録されているお客様の情報が「年収400万円」、「同一生計人数:4人・居住費負担:有(⇒生活維持費240万円)」、個人信用情報機関から取得する「年間請求予定額70万円」の場合

$$\begin{array}{r} \text{包括支払} \\ \text{可能見込額} \end{array} = \left( \begin{array}{r} \text{年収} \\ (400\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{生活維持費} \\ (240\text{万円}) \end{array} - \begin{array}{r} \text{年間請求予定額} \\ (70\text{万円}) \end{array} \right) \times 90\% = \underline{\underline{81\text{万円}}}$$

◇この場合の割賦取引可能枠は？

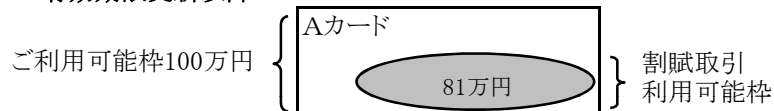
【概念図】

<割販法改正から有効期限更新前まで>



**1枚のカードで100万円まで割賦取引がご利用可能**

<有効期限更新以降>



**1枚のカードで81万円まで割賦取引がご利用可能**

【登録型リボ「楽Pay」にご登録されている方へのご注意事項】

「楽Pay」は、リボ払い方式を採用しています。「割賦取引利用可能枠」を超過した場合、カードのご利用ができませんのでご注意ください。また、「割賦取引利用可能枠」の範囲内であっても、あらかじめ設定されたリボご利用可能枠を超えた場合、超過した金額については一括でのご請求となりますのであらかじめご了承ください。

※「ショッピング利用可能枠」のモデルケースによる解説

◇モデルケース

【ご利用可能枠】

変更前

ショッピング利用可能枠	100万円
内リボ払い	100万円
内分割払い	100万円
キャッシングサービス利用可能枠	50万円

【ご利用可能額】

1回払い
2回払い
ボーナス払い
リボルビング払い
分割払い
キャッシングサービス

100万円
100万円
100万円
50万円

割賦取引のご利用可能額：「100万円」

変更後

包括支払可能見込額	50万円
割賦取引利用可能枠	50万円

ショッピング利用可能枠	100万円
内リボ払い	100万円
内分割払い	100万円
キャッシングサービス利用可能枠	50万円

1回払い
2回払い
ボーナス払い
リボルビング払い
分割払い
キャッシングサービス

100万円
50万円
50万円

割賦取引のご利用可能額：「50万円」

◆よくあるご質問&弊社の対応

Q1	割賦取引に該当する支払方法はなに？	A1	1回払いを除く、2回払い・ボーナス払い・据置払い・リボルビング払い・分割払いが対象となります。
Q2	割賦販売法が改正されると、カードショッピングの利用に何が影響するの？	A2	割賦販売法が改正されると、お客さまが入会時にご申告いただいた年収や生活維持費の情報にもとづいて、クレジット会社には包括支払可能見込額の調査が義務付けられます。包括支払可能見込額がカードご利用可能枠の総枠を下回る場合は、割賦取引のご利用が制限されることがあります。
Q3	包括支払可能見込額の調査は、いつから、どのタイミングで行なわれるの？	A3	割賦販売法改正以降の新規入会、有効期限到来によるカード更新、カードご利用可能枠の増枠申請時に、包括支払可能見込額の調査を行ないます。
Q4	包括支払可能見込額の調査は、全ての会員を対象にするの？	A4	割賦販売法改正以降は、新規入会、カードご利用可能枠の増枠申請をされるお客さま全てが包括支払可能見込額の調査対象となります(割賦機能を保有しないカードは除く)。有効期限到来によるカード更新については、カード更新審査時点で弊社での割賦取引残高が5万円以上あるお客さまが対象になります。
Q5	1回払いでのカード利用は、何か制限を受けることはあるの？	A5	1回払いについては、従来どおりカードご利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。
Q6	カード更新時に「割賦取引利用可能枠のご案内」が届いたが、新規入会時から年収も増えているので、割賦取引可能枠を増枠することはできるの？	A6	増枠申請していただくことは可能です。弊社、またはコールセンターにご連絡いただき、所定の申請書をご返送していただいたうえで審査させていただきます。申請書記入の際は、最新の年収、同一生計人数、居住費負担の有無をご記入願います。

### 3. 会員規約の変更

「割賦取引利用可能枠」の導入に伴い、会員規約・個人情報の取扱いに関する同意条項の一部を以下の通り、改定させていただきます。

#### (1) 会員規約 ～ 2010年12月1日より改定 ～

第6条(カードの利用可能枠)：第2項を追加(現在の第2項・第3項・第4項・第5項は、項番を1つ繰り下げ)

2. 当社は、第1項に定めるショッピング利用可能枠、分割払い利用可能枠・リボルビング利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引(以下「割賦取引」といいます。)の利用可能枠(以下「割賦取引利用可能枠」といいます。)を定める場合があります。割賦取引利用可能枠は、当社が発行するすべてのクレジットカード(ただし、協同カード標章を冠するクレジットカード、UFJカード標章を冠するクレジットカードのうちJCBブランドのクレジットカードおよび法人カードを除きます。以下「全ブランドカード」と称します。)に共通で適用されるものとします。会員は、全ブランドカードによる、2回払い、ボーナス払い、分割払い(含むボーナス併用分割払い)、リボルビング払い(含むボーナス併用リボルビング払い)、当社所定のNICOSカード会員規約に定める据置払い、およびその他の割賦取引において、本人会員、家族会員のショッピング利用額を合計した未決済合計額が、割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとします。

#### (2) 個人情報の取扱いに関する同意条項 ～ 2010年4月26日より改定済 ～

第17条の3(個人情報情報機関への登録・利用)：第5項の登録情報の例示に「割賦残高」・「年間請求予定額」を追加

5. 前項の加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払状況、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)、その他本規約末尾の表に定める、加盟信用情報機関指定の情報となります。

#### ◆ 本件に関するお問合せ先

##### ◇ DCカード

・DCカードコールセンター

東京:03-3770-1177

大阪:06-6533-6633

(9:00～17:30 年中無休/年末年始除く)